

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、現代社会ではいつでもどこでも情報の入手・発信ができるようになっている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には事実とは異なる偽情報や誤情報もあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結するほど重要であるが、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信され、現場は大変に混乱した。具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても誰もいなかったという事例や、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成画像が拡散された事例もあった。

災害は、いつどこで発生するか分からないものであるが、特に発災直後は、情報が混乱する中で、被災者の命を救うために1分1秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報や誤情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、国においては、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けて、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。
- 2 リアルタイムで災害対策本部と現場をつなぐ、I o Tセンサーやドローンを活用した災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
- 3 公的情報サイトの認知向上や国認定のアプリケーションの開発等により、国民に正確な情報が届くようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
国 土 交 通 大 臣
デ ジ タ ル 大 臣
内閣府特命担当大臣（防災）

福島県議会議長 西山尚利